

特別派遣に係る誓約書

関西大学国際部長 殿

私は、**語学セミナー**（以下、留学プログラムという。）に参加するにあたり、次の事項を遵守することを誓約いたします。なお、誓約書に反する行為を行った場合、留学が取消または短縮されることを了承いたします。

- 1 留学プログラムの趣旨を十分理解し、事前・事後のオリエンテーション期間中も含めて学業に専念すること。
- 2 留学に係る手続き及び留学中の授業や生活など日常的課題に関する事項を、自己の責任において行うこと。トラブルが発生した場合、関西大学国際部や研修先大学等と密に連絡を取って問題解決に努めること。
- 3 期日までに必要書類を提出しない、必要な手続きを行わない、オリエンテーション・レディネスセミナーに参加しない等、派遣生としてふさわしくない素行上の不良が確認された場合、警告が与えられ、警告後も改善が見られない場合は、留学プログラムへの参加が認められない、または単位が認定されない場合があることを了承すること。
- 4 出発及び帰国の日程ならびに旅程については本学の指定に従うこと、また本学が指定した滞在先（ホームステイ先、寮、ホテル、ゲストハウス）へ滞在すること。
- 5 セミナー期間中は団体行動を伴う場面が多いため、団体行動を乱す行為があった場合はやむを得ず途中帰国もありうることを理解すること。
- 6 「報告書」は必ず所定の期間内に提出すること。
- 7 渡航期間中は滞在国の法令、社会的マナーや文化・慣習、研修先大学の定める規則、指導教員・担当者等の指示に従い、かつ日本の法令や本学の学則等規程に反することのないよう、本学学生としての自覚と責任において行動すること。
- 8 本学の留学プログラムを通じて留学する学生の安全対策として、外務省海外安全ホームページにて発表される「危険情報」・「感染症危険情報」の4つのカテゴリおよび本学の催行判断基準に基づき対策を講じる。渡航先の治安状況等予期しない事態によって、留学プログラムが急遽中止または即時帰国となった場合、本学の指示に速やかに従うこと。
- 9 留学先の国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により、外務省による感染症危険情報レベル1（十分注意）・レベル2（不要不急の渡航取り止め）であることを理解しており、そのうえで渡航を希望し、渡航によって生じるすべての負担及び責任を学生本人及び保証人が負うこと。
- 10 出発前までに新型コロナウイルスのワクチン接種(3回)を完了し、接種証明書等が提出できること。
- 11 派遣先大学によるコロナワクチン接種の義務付け、接種証明の提示、定期的なPCR検査の義務付け、現地での行動制限、ワクチン接種に起因するリスクを学生本人及び保証人が理解し、その責任を学生本人及び保証人が負うこと。
- 12 留学中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの責任として対処すること。
- 13 裏面〔特別派遣に係る条件・基準〕にある「渡航時における留意事項」を確認し、内容について理解していること。
- 14 渡航期間中は体調管理を含め自らの故意または過失により生じさせた損害や事故について、各自がその責任を負うこと。
- 15 留学に際しては、出発日から帰国日まで本学指定の海外旅行包括保険および危機管理支援サービス（関大 TRS）へ加入すること。なお、本学指定の海外旅行保険に加入した場合であっても、留学先大学から現地保険に加入することを求められた場合は、双方の保険に加入すること。
- 16 緊急時における安否確認対応のため、関西大学が加入する日本アイラック安心サポートデスクの「緊急時安否確認システム（プロ・ファインダー）」へ学生本人の渡航に関する個人情報を提供されることに同意すること。また有事の際には、同システムまたは本学からの安否確認連絡に速やかに対応すること。
- 17 渡航期間中に、疾病・事故等があった際、保険ではカバーできず追加費用（例えば、家族の現地への渡航費等）が発生する場合もあることについて事前に保証人の了解を得、その支払いについて学生本人及び保証人がその責任を負うこと。
- 18 自己都合でなくとも、何らかの理由で渡航前にプログラムがキャンセルとなった場合、キャンセルに係るすべての費用については自己負担となること。
- 19 支払完了後、やむを得ない理由で参加を辞退する場合や、パスポート紛失・疾病などで出発が遅れてしまった場合、また途中で帰国した場合の違約金・追加料金の手続きは、各留学先大学のキャンセルポリシー及び旅行会社の約款に準じて行うこと。
- 20 渡航期間中は、車両（自動二輪車を含む）の運転を行わないこと。
- 21 渡航期間中に、留学プログラムで定める滞在先（滞在都市）以外に個人で旅行・滞在することは認められないこと。
- 22 本学からの緊急連絡等のため、必ず連絡先を届け出ることとし、変更になった場合も、速やかにその旨を届け出ること。
- 23 既往症については、海外旅行包括保険の補償を受けられないことを理解すること。

以上

年 月 日

学籍番号

学生署名

印

保証人は、上記事項を確認し、これを学生本人が遵守することを保証します。

保証人署名

印

【日本での緊急連絡先】 ※変更になった場合はすみやかにその旨を届けること

氏名：

(本人との続柄)

連絡先（携帯等）：

〔2022年度春季語学セミナー（特別派遣）に係る条件・基準〕

以下の条件をすべて満たすこと。

- 渡航先への入国について、日本(あるいは所在国)からの入国制限がなく、入国・トランジットに必要な査証申請・発行が可能であるなど、渡航ができること
- 留学先の大学が留学生の受入を許可し、かつ対面授業やオンライン授業が実施されていること
- 学生本人及び保証人が特別派遣による渡航を強く希望していること
- 本学所定の誓約書（特別派遣に関する内容含む）に学生本人及び保証人が署名・捺印し、提出すること
- 学生本人及び保証人が、コロナ禍において渡航先の国・地域における外務省の「危険情報」「感染症危険情報」のレベル1、レベル2の国・地域への渡航に伴うリスクを理解し、渡航によって生じるすべての責任を学生本人及び保証人が負うこと
- 出発前までに新型コロナウイルスのワクチン接種(3回)を完了し、接種証明書等が提出できること
- 派遣先大学によるコロナワクチン接種の義務付け、接種証明の提示、定期的なPCR検査の義務付け、現地での行動制限、ワクチン接種に起因するリスクを学生本人及び保証人が理解し、その責任を学生本人及び保証人が負うこと
- 出発から帰国まで本学指定の海外旅行包括保険および危機管理サポート（関大TRS）に加入していること
- その他、以下の「渡航時における留意事項」について確認し、遵守できること
 - ・ 渡航先の居住地域において医療崩壊が発生しておらず、医療受診できること
 - ・ 渡航先での入国に際しての条件・行動制限措置（自己隔離、PCR陰性証明書、ワクチン接種証明書等の携行義務等）に対応できること
 - ・ 渡航先の大学が行う感染予防対策や感染者への対応支援（感染の疑いがある学生や感染した場合の学生ケア等）に対応できること
 - ・ 現地の日常生活に関する事項（マスク着用、各種証明書の持参等の行動・義務、スーパーマーケット等の営業状況、交通機関の運行状況）について確認すること

安全対策方針

外務省「危険情報」・「感染症危険情報」の目安と関西大学の基本方針

・外務省「危険情報」

目安	目安の詳細	大学の基本方針	
		渡航前 (2ヵ月前～)	渡航中
■危険レベル1 十分注意してください。	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。 ※当該国(地域)への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けるよう勧めるもの。	原則 「実施」する →注意喚起を行う。	原則 「継続」する →注意喚起を行う。
■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。 ※当該国(地域)への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行い、渡航する場合には、十分な安全措置を講じることを勧めるもの。	「中止・延期」 を検討する	「帰国」 を検討する
■危険レベル3 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。) ※当該国(地域)への渡航は、どのような目的であれ中止を勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがある。	「中止」 とする	「帰国」 とする
■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。 ※当該国(地域)に滞在している全ての日本人に対して、滞在地から安全な国・地域への退避(日本への帰国も含む)を勧告するもの。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれる。	「中止」 とする	「即時帰国」 とする

・外務省「感染症危険情報」

目安	目安の詳細	大学の基本方針	
		渡航前 (2ヵ月前～)	渡航中
■危険レベル1 十分注意してください。	特定の感染症に対し、国際保健規則(IHR)第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、渡航に危険が伴うと認められる場合等。	原則 「実施」する →注意喚起を行う。	原則 「継続」する →注意喚起を行う。
■危険レベル2 不要不急の渡航は止めてください。	特定の感染症に対し、IHR第49条によりWHOの緊急委員会が開催され、同委員会の結果から、同第12条により「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」としてWHO事務局長が認定する場合等。	「中止・延期」 を検討する	「帰国」 を検討する
■危険レベル3 渡航は止めてください。 (渡航中止勧告)	特定の感染症に対し、IHR第49条に規定する緊急委員会において、第12条に規定する「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態(PHEIC)」が発出され、同第18条による勧告等においてWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合等。	「中止」 とする	「帰国」 とする
■危険レベル4 退避してください。渡航は止めてください。 (退避勧告)	特定の感染症に対し、上記のレベル3に定めるWHOが感染拡大防止のために貿易・渡航制限を認める場合であって、現地の医療体制の脆弱性が明白である場合等。	「中止」 とする	「即時帰国」 とする